

I P 告知端末を持参・しもりんポイントの受け取り方

「端末機・附属機械を役場に持参」いただける世帯の方に
「しもりんポイント2,000ポイント」を付与します！

委任状により近所の方等が代理で持参される場合も、該当する世帯の方のしもりんポイントカードにポイントを付与！

※本事業の対象は、下川町に住民票のある個人の世帯の方。

※町が撤去業務を発注する事業者は、委任の代理人にはなれません。

申請手続に必要なもの

●ご本人が持参・申請する場合

- ・申請書（添付の別紙をお使いください）
- ・端末機（IP電話）と附属機械（GE-ONU、電源等配線）
⇒裏面写真参照
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・しもりんポイントカード（該当世帯の方のものは可）

●委任状により代理人が持参・申請する場合

- ・申請書（添付の別紙をお使いください）
- ・委任状（添付の別紙をお使いください）
- ・端末機（IP電話）と附属機械（GE-ONU、電源等配線）
- ・代理人の本人確認書類（上記と同様）
- ・しもりんポイントカード（委任者世帯の方のものは可）

申請・ポイント付与手続期間 と 受付窓口

申請・ポイント付与手続期間

令和7年4月15日（火）～9月30日（火）

（※準備等のため日付指定）

受付窓口

- ・下川町役場 1 階 相談スペース（総務企画課情報係）

裏面もあります →

持参いただくもの（写真）※返却機器



☆ 端末機(IP電話)



☆ 附属機械

申請・ポイント付与手続の流れ

- ① ご家庭の、端末機(IP電話)と附属機械(GE-ONU、電源等)を取り外してください。（方法：別紙参照）
- ② 申請書、上記返却機器、本人確認書類、しもりんポイントカード（※該当世帯の方のものは可）を持ち、**（代理人の場合は、委任状も持参）**
役場 1階 相談スペース へお越しください。
- ③ 受付窓口で、申請書を提出し、**（代理人の場合は、委任状も提出）** 本人確認書類を提示してください。
- ④ 申請書・本人確認書類等の確認後、審査で認められた場合、しもりんポイントカードへ、ポイントを付与します。

お問い合わせ

下川町役場 総務企画課 情報係
TEL：01655-4-2511（内線222・224）